

令和3年12月27日

経済再生担当
新しい資本主義担当
新型コロナ対策・健康危機管理担当
全世代型社会保障改革担当
内閣府特命担当大臣（経済財政政策）
山際 大志郎 様

埼玉県知事
大野 元裕
千葉県知事
熊谷 俊人
神奈川県知事
黒岩 祐治

感染拡大傾向時の一般検査事業の適用について

「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「検査促進枠」の取扱いの補足等」（令和3年12月23日付け内閣府地方創生推進室及び内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室事務連絡）に基づき、新たな変異株（オミクロン株）の市中感染が確認される状況にあっては、オミクロン株に関する更なる科学的知見が得られるまでの間の当面の対応として、都道府県の感染状況がレベル2相当に

達しない場合であっても、特措法第 24 条第 9 項等による都道府県知事の要請に基づき、感染拡大傾向時の一般検査事業を実施できることとなったが、東京都での適用を受けて、埼玉県・千葉県・神奈川県を含む一都三県での適用について、下記のとおり特段の措置を講じられるよう要望する。

記

- 1 首都圏の一都三県は、埼玉県・千葉県・神奈川県からの東京都への通勤・通学者が日々 270 万人を超えるなど生活圏として一体であることから、東京都における一般検査事業の適用を受けて、埼玉県・千葉県・神奈川県が国に対して協議をした場合には一般検査事業を適用することとされたい。
- 2 その際、一般検査事業の実施に当たっては、地域を絞るのではなく、全県での実施を可能とすること。

以上